

[平成24年第 5回12月定例会—12月10日-03号]

◆35番（松坂知恒議員） 市民連合の松坂知恒でございます。

これから一般質問を行います。御清聴、よろしくお願いいたします。

まず、サンフレッチェ広島の優勝、おめでとうございます。市民の皆様とともに私も喜びたいと思います。

さて、質問ですが、サッカー場については行いませんが、専用サッカー場については賛成であると申し上げておきます。

まず、総合博物館についてお聞きします。

全国の各都市を訪れますと総合博物館や歴史博物館があり、それぞれの地方の歴史、文化、自然史、民俗学、美術、工芸などの資料を展示・収集しています。

佐賀県立博物館は、佐賀県の歴史と文化を中心テーマに地質や生き物についても展示しています。これがいわゆる総合博物館です。

広島県の福山市には広島県立歴史博物館があり、ここでは、草戸千軒町遺跡から出土した中世の民衆生活資料を中心に、瀬戸内の歴史資料を収集・保管し、調査・研究の成果を展示しています。奈良国立博物館は仏教美術、京都国立博物館は京都文化、九州国立博物館はアジアとの文化交流の歴史をテーマに、資料の収集・展示、学術研究を行っています。広島市には平和をテーマにした平和記念資料館、戦国時代、江戸時代を中心に武家文化を紹介している広島城、さらに、民衆の生活にテーマを置いた郷土資料館があり、それぞれに活動しています。

しかし、広島市の歴史を、原始時代、古墳時代から明治時代、現在に至る通史を展示した博物館はありません。また、広島の生き物や地質について展示した自然史博物館もありません。広島市の歴史と自然史をあわせて展示する総合博物館の建設を求めます。

お聞きします。

1、従来からある博物館構想は平成10年に凍結になったままだと聞いています。この構想は、比治山の放射線影響研究所——放影研が移転することが前提の構想です。現在のところ、放影研の移転は困難で、博物館は実現しないと思います。比治山以外の場所に博物館の用地を求めるべきです。博物館構想を一から見直されてはいかがでしょうか。

2、全国各都市には総合博物館が設置されています。広島市も当然博物館を置き、広島市の歴史、文化、美術、そして、自然について展示、資料収集、研究を行い、私たちの次の世代にこの貴重な遺産を残していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、平和記念資料館についてお聞きします。

広島平和記念資料館は、昭和30年の開館以来、入館者総数6185万人、毎年140万人が入場する広島市の誇る平和の博物館です。その中にこのような展示があります。

なぜ日本に投下することに決めたか、原爆使用はドイツでなく日本、表題はこうなって

います。展示ケースには、昭和18年5月に作成されたアメリカの軍事政策委員会の議事録が展示してあります。その一番最後の文章は、The Japanese were selected as they would not be so apt to secure knowledge from it as would the German.とあります。そこには、日本語訳も展示してあります。選ばれたというのは、原爆投下の標的に選ばれたという意味です。

訳を朗読します。

日本人が選ばれたのは、もし原爆が爆発せずに回収された場合、爆弾から開発の知識を得る可能性がドイツ人と比べて少ないだろうと見られたためだ、これが直訳です。ところが、この原文とその直訳の横に平和記念資料館が作成した解説文があります。そこには、ドイツが降伏する約2年前に、原爆の最初の投下目標に選ばれていたのはドイツではなく日本でしたとあり、その解説文の英語訳は、About two years before Germany surrendered, the committee selected not Germany but Japan for the first atomic bombing.とあります。原文である軍事政策委員会の議事録では「Japanese と German」となっています。一方、平和記念資料館の解説では「Japan と Germany」となっています。原文では、原爆の投下目標として選ばれたのは「Japanese」、つまり日本人だったのが、解説では「Japan」、つまり日本に書きかえられています。これは余りに一方的な変更です。なぜなら、日本人と日本とでは受ける印象や読み取る背景も大いに異なってくるからです。異なるニュアンスを持つ単語を一方的に入れかえてよいのでしょうか。

このような理由によって書きかえたという根拠や資料、出典を示した展示とすることが、学術的真実を追求する平和記念資料館の使命なのではないかと思います。今のままの展示では、余りに主観的な資料館の主張としか映りません。学問でも科学でもありません。本来の客観的な展示に立ち返るべきではないでしょうか。

お聞きします。

1、現在、リニューアル構想に従って計画が進んでいると聞きますが、適切な学術的な展示に向けてのリニューアルはどのように進んでいくのでしょうか。

2、博物館である平和記念資料館は、学術的に新しい知見を紹介し、入場者に新たな知識を提供する使命があると思いますが、どのように具現化されますか。

3、一方で、現在の展示に見られるような主観的ともとれる資料館の展示について、これを改め、客観的で学術的な展示に切りかえてはいかがでしょうか。

次に、市民の生命の安全についてお聞きします。

広島市民の死亡者数は、平成22年は9,102人、23年は9,409人とふえています。そのうち、他殺による死亡者数は、平成21年が8人、22年が9人、23年が8人と減少しておりません。広島市は安全なまちづくり推進条例に基づく基本計画を策定し、刑法犯認知件数が最も少ない政令市を目指しています。しかし、この10月に開催された決算特別委員会での市民局の答弁によると、刑法犯認知件数と他殺による死亡者数は相関がないとのこと。つまり、この基本計画に掲げた施策目標を目指しても、他殺による死亡者数は減ら

ないこととなります。8人ないし9人の他殺死亡例の原因を一例ずつ丹念に調査し、その原因を取り除いていくことが必要だと思えます。また、交通死亡事故についても同様です。

第9次広島市交通安全計画では、死亡事故死者数の数値目標を平成27年までに18人以下としておりますが、死亡者数は、21年は29人、22年は26人、23年は30人と減少しておりません。これらも一例ずつ死亡原因を丹念に調査し、その原因を取り除いていくことが必要だと思えます。

警察との連携はもちろんのこと、広島市の他の部局や外部の団体とも連携を深め、殺人事件や交通死亡事故に巻き込まれる市民がなくなるよう願うものです。

一方で、広島市の自殺者数は、平成21年が252人、22年が236人、23年が202人と減少しています。政令市19都市中最下位です。これは、広島市全庁挙げての取り組みと、他の機関、団体との連携によって大きな成果を上げたものと思えます。さらに一人でも多くの命を助けたいと思えます。

お聞きします。

1、市民の自殺対策はどのように進んでおりますか。広島市以外の団体や機関との連携はどうなっておりますか。小・中学生のいじめなどによる自殺も報道されています。広島市教育委員会との連携も深めるべきです。健康福祉局と教育委員会の今後の方針についてお答えください。

2、他殺者については余り減少していないようですが、減少しない理由は何ですか。また、数値目標も設定されておりませんし、計画もないようですが、このままでは減りません。具体的な対策を立てられてはいかがでしょうか。

3、交通事故の死者数は減少していません。自転車の死亡事故はふえ、歩行者、二輪車は横ばいです。この理由は何でしょうか。また、交通安全計画の中で、自転車、歩行者、二輪車のそれぞれについてきめ細かい対策を立てるべきと考えます。どうされるのでしょうか、お答えください。

次に、シンドラエレベータ社製のエレベーターについてお聞きします。

ことしの10月31日、金沢市のアパホテルの従業員の女性が、シンドラエレベータ社製のエレベーターに乗る際、エレベーターと枠の間に挟まれて亡くなりました。このエレベーターと同じ駆動装置を持つシンドラエレベータ社製のエレベーターが広島市南区地域福祉センターと広島市西区地域福祉センターにあり、即日運転を休止しました。その後、緊急点検を行い、現在、この2基のエレベーターは運転を再開しています。しかし、このシンドラエレベータ社製のエレベーターは、2006年に東京都港区の公営住宅でも、自転車とともに乗ろうとした高校生の男子生徒を同様の事故で死亡させています。6年で2名の貴重な命を奪った危険なエレベーターをよくも運転して市民を乗せることができるものだと、広島市の姿勢を疑います。

お聞きします。

1、シンドラエレベータ社製のエレベーターは短い期間に2名もの死亡者を出してい

ますが、事故を引き起こしたエレベーターと同じ駆動装置を持つ西区と南区のエレベーターはいずれ死亡事故を引き起こすと思われます。2基とも即座に買いかえてはいかがでしょうか。

2、現在、広島市民は、この2基のエレベーターに乗る際、大きな不安や恐怖を感じています。市当局は、この不安や恐怖をどう払拭させて、市民の生命をどう責任を持って守っていかれますか。

3、事故を引き起こしたシンドラエレベータ社に対し、通常の定期点検よりもさらに精度の高い検査を定期的に課して、故障の早期発見に努めさせてはいかがでしょうか、お答えください。

次に、児童相談所の充実についてお聞きします。

広島市の児童相談所は、虐待を受けた子供たちを初め多くの児童の福祉を担う機関として活動しています。その中の一時保護所については、小・中学生のための教室を整備し、教員を配置して義務教育を行い、また、定員を超えて保護しなければならないときには、外部の施設の一室を借りて保護しています。また、児童福祉士の人数も徐々に充実してきましたが、その機能はまだ十分とは言えません。

その理由の第1は建物が狭いことです。一時保護所の子供たちは、本来もっと広いスペースで保護することが求められます。また、子供や保護者と職員との相談スペースも狭い状態です。

理由の第2ですが、児童虐待に至るケースのうち、ドメスティック・バイオレンス——DVとの強い関連が明らかなケースがあり、このDVから児童虐待への連鎖を断ち切る必要があります。福岡市のような広いスペースを持った相談所を構えるか、川崎市のように3カ所の相談所で機能を分担するか、広島市に求められています。

お聞きします。

1、児童虐待などに対応するため、相談所のソフト面の機能は充実してきたと言えますが、建物そのものは狭隘で、その充実してきた機能が活かされているとは言えません。新築して広いスペースで児童相談所の事業を展開されてはいかがでしょうか。

2、児童虐待はドメスティック・バイオレンス——DVと密接な関係があると言われていいます。児童相談所とDVセンターとは現在どのような連携をとり、緊急を要するケースについてはどのように対応しておられますか、お答えください。

次に、高速5号線についてお聞きします。

広島高速5号線二葉山トンネルについては、12月3日に県知事と市長による事業判断が出たにもかかわらず、市民からの反対の声は大きくなっています。高速1号線の福木トンネルの工事では、広島市や公社にとって予想外な地表面の沈下を生じました。工事前のコンサルタントの予想では地表面の沈下は50ミリメートルでしたが、学識経験者に問い合わせた結果、沈下は50ミリよりも少ない、15ミリ程度であるとの意見を受けて、簡便なナトム工法でトンネル工事を始めました。

しかし、地表面の沈下は15ミリどころか180ミリにも及び、トンネル工事費は、当初の87億8850万円から169億4989万円とほぼ2倍の経費がかかりました。この間4回の契約変更がなされましたが、議会に諮られることはありませんでした。事前にボーリング調査を行ったものの、100%正確な情報が入るわけではないということ、そして、学識経験者が出した結論が全て正しいというわけではなく、間違いもあるということ福木トンネルの工事は物語っています。

お聞きします。

1、二葉山トンネルの工事費を含めて5号線の総経費は幾らになると積算していますか。シールド工法で1.8キロメートルのトンネルを掘ると記載されています。詳細な設計も契約も結んでいない段階で、トンネル工事費が190億円でおさまる根拠は何ですか、お答えください。

2、事前にボーリング調査を行い、学識経験者から意見を聞くという手法は二葉山でも福木でも同じです。福木の轍を踏むのではないかと思います。地表面の沈下については、本当に予測値以上には起こらないという根拠をお示してください。

3、地表面の沈下が生じた場合、とり得る工事方法はありますか、お答えください。

4、事業判断では、補償により地域住民の不安を払拭するとありますが、5号線の地盤沈下後の補償について、どれだけの範囲に、どれだけの補償を用意しているのですか。また、補償費は広島県と広島市とが支払うのですか。また、それは全体事業費に含まれているのですか、お答えください。

5、高速5号線全体の経費に対し広島市からの負担は幾らになるのですか、お答えください。

6、窮迫している広島市の財政は、その5号線への出費に対し耐えられるのですか。市債残高は財政局の方針に反し増加すると思います。ましてや、福木トンネルのように、事業費が2倍になるような工事を財政局は許してはならないと思います。財政局は公社に対して幾らまで負担することが可能なのかお答えください。

次に、福祉行政についてお聞きします。

障害者自立支援法にのっとり、知的、身体、精神の障害を持った人たちは各種のサービスを受けています。厚生労働省は、平成19年4月13日の通知で、障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について、文書を示しています。

そこには、支給決定に当たっては、一人一人の事情を踏まえて適切に行うこと、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、利用者一人一人の事情を踏まえ適切な支給量の設定に留意することとあります。

一方、広島市は、このサービスを提供する事業者には、定期的な実地指導やあるいは監査といった名目で事業の内容を調査しています。このたびの調査では、重篤な障害を持った方に対するサービスについて、過誤請求であると減額を指導する事案がありました。サービスを受けている本人の障害の状態や介護現場の状況を全く知らない市職員が、サービス

事業者の説明を理解しようとせず、一方的に、身体介護での請求を半額となる家事援助で請求せよと指導しました。区役所での判定は身体介護に当たるというものでしたが、障害自立支援課はこの判定を無視し、また、厚生労働省の、一人一人の事情を踏まえ支給量を設定せよという通知を無視して請求の減額を指導し、事業者や保護者を混乱と絶望のふちに落とし込みました。これは暴挙とも言うべき広島市当局の傲慢さです。

お聞きします。

1, 介護サービス事業者への指導, 監査について, 現在どのように行っていますか。

2, 今回の指導, 監査に当たった市の職員は, 現在どのような資格, 知識, 見識を持って指導, 監査の業務に当たっていますか。また, 平成 19 年の厚生労働省の通知や, 区役所での判定結果を知った上で実地指導に出かけられたのですか。

3, 職員が知識や見識を高めるために行う研修について, 平成 23 年度には, どのような内容で, 何回行いましたか。常勤職員と非常勤の職員のそれぞれについてお答えください。また, 今後, 研修回数をふやし, 適切な知識や見識を持った職員のみ実地指導に派遣すべきと考えますが, いかがでしょうか。

4, 障害者についてほとんど知識を持たず, 一人一人の状況を理解していない職員が, 過誤請求の指摘だけを目的に指導, 監査することは福祉政策とはとても言えないと思います。今回の件からは, 真摯な反省と再発防止に向けた抜本的な対策が必要であると思いますが, どうされますか, お答えください。

最後に, 8 月 6 日の式典についてお聞きします。

戦後 67 年がたち, 8 月 6 日の式典は参加者もふえてきています。会場内はかなりの暑さです。テント席を設置していますが, テントで覆われるのは会場の後ろ半分で, 前方の半分は覆われません, 露天です。かっとう日が当たりますと, そのじりじりとした暑さは耐えられないものがあります。8 月 9 日に式典を行う長崎市は, 午前 11 時 2 分が投下時間ということもあり, 早くから参加者への熱中症対策をとってきています。テントについては 40 年以上も前から設置し, 会場全体を覆っています。そのほか, きめ細かい熱中症対策をとっています。

そのうち, 広島市が採用していない対策は, 1, テントで会場全体を覆うこと。2, 長崎市が製作したペットボトルの冷たい水道水を参加者全員に配ること。ことしは参加者全員に 6,200 本配られたそうです。3, 市職員のうち, 保健師をリーダーとして会場内に配置し, 熱中症などにかかった参加者に手当てを施し, いち早く救護所に連れていくことです。

お聞きします。

1, 長崎市では, 毎年, 新たな熱中症対策を考案し, 実行しています。それに比べて, 広島市は熱中症対策そのものが後手に回っています。来年の式典から熱中症対策はどうされるおつもりでしょうか。

2, 昭和 20 年 8 月 6 日に原爆が投下された当日から, ディーゼル送水ポンプを修理・稼

働させ、市民に水道水を提供した水道局は、8月6日の式典においても、長崎市が行っているようにペットボトルの水道水を一人一人へ配られてはいかがでしょうか。

これで質問を終わります。

御清聴、どうもありがとうございました。(拍手)

○木山徳和 副議長 市長。

〔松井一實市長登壇〕

◎松井一實 市長 松坂議員の御質問にお答えします。

平和記念資料館についての御質問がございました。

本市では、平成22年度に策定した平和記念資料館展示整備等基本計画に基づき、国の重要文化財であります本館の耐震補強や、観覧動線の見直しに伴う施設整備を進めるとともに、展示の全面的な更新に取り組んでおります。

具体的には、昨年度は基本設計を行い、今年度は実施設計を行っています。平成25年度からは、学識経験者等で構成する展示検討会議の御意見をいただきながら展示説明文の執筆を進め、平成26年度から27年度には東館の、28年度から29年度には本館の展示更新を順次行い、平成30年度にグランドオープンすることにしております。

展示に関しましては、原爆や平和に関する調査・研究等の中で新たな事実が判明した場合には、展示への反映を図ってきており、今後も更新の機会を捉えて行ってまいります。また、展示の内容については、特定の価値観や断片的な知見に偏ることなく、さまざまな史実や原爆関連情報、学術的な見解などを総合的に検証し、正確かつ客観的に伝えていくよう、引き続き努めてまいります。

その他の御質問については、担当局長から御答弁申し上げます。

○木山徳和 副議長 財政局長。

◎岡村清治 財政局長 高速5号線についての御質問のうち、本市の財政が5号線への出費に対して耐えられるのか、福木トンネルのように事業費が2倍になるような工事を財政局は許してはならないと思うがどうか、財政局は公社に対して幾らまでの負担が可能なのかという御質問がございました。

高速5号線に係る事業費につきましては、地表面沈下を最大限抑制すると同時に、福木トンネルのように事業費が増大することがないように、シールド工法を採用することとした上で積算をしているところでございます。

また、今回の市債の増加分については、毎年度の予算編成を通じて、公共事業費全体の中で市債残高を抑制することにより、財政運営方針で掲げた目標を達成し得るものと考えております。

以上でございます。

○木山徳和 副議長 市民局長。

◎佐伯克彦 市民局長 数点の御質問に順次お答えいたします。

博物館に関する2点の御質問がございました。

まず、博物館構想についてでございます。

昭和 57 年度に策定をしました博物館基本構想は、平成 3 年度に施設基本計画及び展示基本計画を策定いたしておりましたが、公共事業の見直しにより、平成 10 年 4 月に凍結をされました。現時点においては、博物館整備計画の凍結解除の見通しは立っておらず、議員の御指摘のことにつきましては、解除後に検討すべき問題であると考えております。

次は、総合博物館の設置についてでございます。

広島市の歴史・文化等について展示・資料収集・研究を行い、その成果を次世代に残していくことは重要なことと考えております。しかしながら、議員御提案の総合博物館につきましては、現在、凍結されている広島市博物館基本構想を策定する際の議論なども検証する必要があり、当面は、本市にある各施設の機能を充実させながら、博物館群全体として総合博物館の機能を果たしてまいりたいと考えております。

次は、他殺死亡者の減少対策についてでございます。

殺人などの凶悪犯罪の対策は警察の本務であると考えられますことから、県警察に問い合わせしましたところ、殺人の直接の動機・原因は、感情や欲望によるもの、生活環境や経済状況に起因するものなどさまざまなものがあることから、減少しない理由を特定することは困難であるとの見解がございました。

このため、本市としては、福祉などさまざまな相談窓口において悩みや課題を酌み取り、警察などの関係機関等とも連携をしながら、引き続き総合的に支援をし、殺人に至るケースが減少するよう努めていきたいと考えております。

最後は、平和記念式典の熱中症対策でございます。

平和記念式典の運営につきましては、毎年、終了後に適宜見直しを行い、これまでもさまざまな対策を講じてきております。来年の式典に向けて、新たな取り組みといたしましては、より迅速な救護活動ができるよう、救護所だけではなく、式典会場内にも救護職員を配置すること、式典会場内に冷たい水道水を持参していただけるよう容器を準備すること。また、ことしの式典に参列された被爆者の方から、屋内の涼しいところで参列ができないかという声が寄せられておりますことから、式典を国際会議場で同時中継をすることにより、屋内の涼しい環境で参列できるようにすることなどを今検討している途中でございます。

以上でございます。

○木山徳和 副議長 健康福祉局長。

◎糸山隆 健康福祉局長 数点お答えいたします。

まず、自殺者対策についてです。

本市の対策の状況、関係の団体、機関との連携、それから、市教育委員会との連携という点についてです。

本市におきましては、平成 20 年 6 月に広島市うつ病・自殺対策推進計画を策定し、関係部局が連携して全庁的な取り組みを進めるとともに、国、県などの行政機関を初め医療機

関や報道機関など他の関係団体や関係機関等とも連携し、各種の対策を推進しています。

具体的には、鬱病や自殺に関する正しい理解を促進するためのシンポジウムの開催や、新聞広告等による広報啓発活動の実施、相談支援体制の充実を図るための保健センターや地域包括支援センター等の職員、民生委員・児童委員等を対象にした研修会の開催、自殺者の遺族等への心のケアのための講演会の開催のほか、消費生活センターが行う多重債務等の相談会に保健師が出向き、精神面の相談に応じるなどさまざまな取り組みを実施しております。

また、警察、労働局、医療関係者、学識経験者等で構成する広島市うつ病・自殺対策推進協議会を設け、相談機関ごとの相談内容や相談方法等を取りまとめた相談の手引きを作成し、早期に適切な相談機関につないでいくなどの取り組みを進めています。さらに、鬱病、鬱症状になった人を速やかに精神科医につなぐことができるよう、かかりつけの医師と精神科医の連携の手引きを作成するなど、広島市以外の団体や関係機関等との連携にも積極的に取り組んでいます。

次に、教育委員会との連携につきましては、現在、精神保健福祉センターが実施する鬱病や自殺予防等に関する研修会に教員やスクールカウンセラー等に参加していただいています。今後は、教育委員会が実施する自殺対策等の研修会に健康福祉局が専門的見地からかかわっていくことなどを考えています。

次に、障害者自立支援法に基づく指導、監査についてお答えいたします。

まず、居宅介護事業者への指導、監査について、現在どのように行っているかということです。

居宅介護事業者への実地指導については、自立支援給付対象サービスの質の確保と給付の適正化を図ることを目的に、2年から3年ごとに1回の頻度で関係書類の閲覧や管理者等との面談といった方法で行っています。23年度は102件、24年度は11月末までに47件の実地指導を行いました。

それから、居宅介護事業者への監査については、同じくサービスの質の確保と給付の適正化を図ることを目的に、不正が疑われる場合などに行っています。23年度は4件、24年度は11月末までに2件の監査を行いました。

次に、御指摘のあった指導、監査に当たった市の職員、これがどのような資格、知識等を持って指導、監査に当たっているかと。また、平成19年の厚生労働省の通知や区役所での判定結果を知った上で出かけたのかということです。

御指摘のあった実地指導については、職員2名と非常勤の障害福祉サービス検査員2名の4名体制で行ったところです。職員については特別な資格は持っておりませんが、日ごろから実務を通じて指定基準やサービスの取り扱いに必要な知識等を習得するとともに、障害に関する理解を深めた上で指導、監査に臨んでいます。また、障害福祉サービス検査員については、介護支援専門員の資格を有し、かつ居宅介護事業所の管理者として1年以上の実務経験を有しています。これらの職員は、御紹介もございました平成19年の厚生労働省の通知に

働省の通知についても承知をしておりますし、また、区の判定結果、正確には障害者福祉サービスの支給決定結果、これは、身体介護であれば月何時間とかいうものですが、これについても確認した上で実地指導に出向いております。

それから、3点目として、職員等が知識や見識を高めるために行う研修について、平成23年度の内容、回数、それから、今後、回数をふやして、もっと知識、見識を持たせ、その職員のみを実地指導に派遣すべきではないかというお尋ねがありました。

職員に対する研修については、国が行う指導監査職員研修に派遣するとともに、制度改正について、国や県が行う会議や説明会等に参加させることで専門知識を習得できるようにしています。平成23年度については、国が行う会議に5回、県が行う説明会等に4回参加をさせています。また、障害福祉サービス検査員については、県が行う説明会等に2回参加させています。今後とも、実地指導、監査については、担当職員が一丸となって職務を遂行できるようにするという観点に立ち、職員全員の資質向上を図るために内部研修を充実させてまいります。

最後に、障害者についてほとんど知識を持たず、一人一人の状況を理解していない職員が監査に行ったのではないかと。あるいは、今回の件からの反省、再発防止に向けた抜本的な対策ということについてです。

御指摘の件については、まず、本来、事業者が正確に作成すべきサービス提供記録の内容が具体性を欠いていたことなどによるところが多く、職員の重度障害者についての知識不足によるものではないと考えています。しかしながら、たとえ記録内容が十分でなかったとしても、サービスの提供について正確な状況把握を行うことは職員としての使命であり、事業者から丁寧な聞き取りを行うべきであったと考えています。また、過誤の申請については、こうしたことを行った上で指導すべきであったと考えています。

今後は、今回のことを踏まえ職員をしっかり指導してまいります。

以上でございます。

○木山徳和 副議長 　　こども未来局長。

◎藤田典子 　こども未来局長　　児童相談所についての2点の御質問にお答えをいたします。

まず、児童相談所の施設を新築してはどうかということについてです。

本市の児童相談所が受けた児童虐待の相談・通告件数は、この10年間で2.7倍となっております。このような中で、一時保護所においては、定員を超えて受け入れを行わざるを得ない状況があること。また、被虐待児童と非行児童が同一の空間で生活するなど、児童の状況に応じた援助を十分に行えないなどの課題があります。

これらの課題に対しては、これまで、一時保護所の部屋の用途を変更するなどの対応を行ってきました。また、今年度からは、広島乳児院に一時保護児童を委託入所させる事業を開始しました。引き続き、個別処遇の課題等の解消に向けて、建てかえも含めた対応策について検討を進めていきます。

次に、児童相談所とDVセンターとの連携、緊急を要するケースへの対応についてです。

児童相談所と配偶者暴力相談支援センター、いわゆるDVセンターとの連携については、児童相談所が対応している虐待ケースでDVが疑われる場合には、DVセンターに通報するとともに、同センターが把握している相談歴等の情報収集を行い、支援策を協議するなどの対応を行っています。

また、DVセンターが対応しているケースで、児童虐待が疑われる場合は、児童相談所が通告を受け、児童の安全を確認するとともに、虐待の事実確認調査を行った上で適切な援助を行っています。さらに、安全確保を緊急に行う必要があるケースについては、DVセンターと連携して、親子の一時保護機能を有する広島県のDVセンターでの保護を検討するとともに、親子関係に配慮が必要な場合には、児童相談所での児童の緊急一時保護も検討しています。

以上でございます。

○木山徳和 副議長 都市整備局指導担当局長。

◎藤本誠 都市整備局指導担当局長 シンドラーエレベータ社製のエレベーターについてお答えいたします。

まず、エレベーターの更新についてですが、南区及び西区地域福祉センターのエレベーターはシンドラーエレベータ社製のものですが、これまで事故はなく、金沢市での事故を契機に出された国土交通省の通知に基づく緊急点検においても異常がなかったことから、直ちに更新することは考えていません。

次に、市民の不安感等の解消についてですが、ただいま申し上げましたとおり、国土交通省の緊急点検においても異常がないことが確認されております。今後も、引き続き、日常の点検、維持管理を適切に行い、エレベーター利用者の不安感の解消に努めてまいります。

それから、通常の定期点検より精度の高い点検をさせることについてでございます。

通常の定期点検より精度の高い点検については、現在、警察や国土交通省等において事故原因の究明がなされておりますので、その調査結果を踏まえて適切に対応してまいります。

以上でございます。

○木山徳和 副議長 道路交通局長。

◎高井巖 道路交通局長 初めに、市民の生命の安全に関する交通死亡事故対策について、交通事故の死亡者が減少しない理由、それと、きめ細かい対策を立てるべきとお尋ねでございます。

交通事故死者数が減少しない理由を見ると、依然として、加害者である自動車の運転者の基本的な交通ルールの無視がなくならないこと、高齢社会の進展に伴い、外出する高齢者がふえていること、ルールやマナーを守らない二輪車や自転車利用者が多いことなどがあります。

こうした状況を踏まえて、さまざまな機関、団体と連携して、交通安全施設の整備や交通安全思想の普及などに取り組んでおり、これまでも、JAFなどの民間団体の協力を得て、交通安全を呼びかける取り組みを行ってまいりました。

ことしは、歩行者の死亡者数に占める高齢者の割合が高いことから、新たに、ヤクルトレディによる高齢者に対する安全指導を行うとともに、12月14日の年金支給日に、県警等と連携して交通安全を呼びかける街頭キャンペーンを行うことにしております。

自転車につきましては、現在、自転車施策に総合的に取り組むため、自転車都市づくり推進計画の策定を進めており、この中で、自転車と歩行者の分離など、ハード面の安全対策とともに、自転車のルールやマナーの遵守を促すソフト施策についても検討を行っております。

また、自転車、歩行者、二輪車のそれぞれの事故に関し、毎年行っている事故危険箇所における安全施設の整備などに加え、交通死亡事故などの重大事故が発生するたび、県警等と再発防止現地検討会を開催し、ガードパイプなどの交通安全施設の整備や交差点などに標示を設けるなどの対策を講じ、交通事故の実態を踏まえた対策をきめ細かく実施しています。

続きまして、高速5号線についてです。

まず、シールド工法の工事費190億円の根拠についてです。

今回の事業再開の判断に当たり、トンネル安全検討委員会の報告書を踏まえ、県、市、公社においてトンネル施工方法の検討を行った結果、最も地表面沈下の抑制にすぐれ、工事期間が短く、早期整備が可能であるシールド工法の採用を決定いたしました。

このことに伴い、トンネルの工事費は、当初計画の約80億円から約110億円増加し、約190億円になると試算しております。高速5号線の総事業費は、借入金利等も含めて約861億円余りになるものと見込んでおります。

シールド工法の工事費約190億円につきましては、高速道路公社が公共工事の積算基準と見積もり等により積み上げ積算したものであり、主な内容としては、シールドマシンの製作費に約50億円、掘削やトンネル躯体を形成するセグメントなどの、トンネルを築造するための経費が約125億円、その他、二葉の里、中山両地区の坑口部の築造費などで約15億円と見込んでおります。

次に、地表面沈下については予測以上に起こらないのかについてでございます。

トンネル安全検討委員会では、福木トンネルの検証結果を踏まえて、トンネル掘削に伴う岩盤の変形による沈下と地下水位の低下による沈下を重ね合わせて沈下量を評価する解析モデルを採用し、地表面沈下の審議・検討を行っています。

こうしたことから、仮に地表面沈下が発生したとしても、予測の範囲内におさまるものと考えております。

次に、万一、沈下が生じた場合の対策についてです。

今回採用するシールド工法は、円筒形の掘削機の前面で地山に対して圧力をかけ、地下

水位の低下を防止しながら掘削し、その後、直ちに地山を保持するセグメントを組み立てる工法です。施工中に、万が一、地表面沈下が管理基準を超えることが見込まれる場合には、速やかに工事を中断し、掘削機前面の圧力管理とセグメントの裏込め注入を適切に調整することで地盤沈下の抑制を行うことができますようになっています。

次に、地盤沈下後の補償についてです。

高速5号線の事業実施に当たっては、家屋等の事前調査を十分に広い範囲で実施することとしており、トンネル工事を原因とする地表面沈下等により、万が一、被害が発生した場合には、事業主体である高速道路公社が負うべき責任は全面的に負うことにしております。また、施工後も、長期的に公社が誠実かつ適切な補償対応に取り組んでまいります。

最後に、5号線全体の経費について、市の負担分についてでございます。

先ほど御答弁したとおり、シールド工法の採用等に伴い、高速5号線の建設に要する事業費は約861億円になると見込んでおります。これに対する本市の負担としては、これまで支出したものを含めまして、出資金が約108億円、公社への転貸資金として、財務省から借り入れる特別転貸債が約108億円で、合計約216億円となります。なお、これらの出資金、特別転貸債は、料金収入等により公社から返済されるものでございます。

以上でございます。

○木山徳和 副議長 教育長。

○尾形完治 教育長 子供の自殺防止対策についてお答えを申し上げます。

その取り組みと健康福祉局との相互連携ということのお尋ねでございます。

学校では、道徳や特別活動など学校教育活動全体を通して、かけがえのない自他の生命とともに尊重する態度の育成を図っております。また、スクールカウンセラーと連携しながら、日ごろから子供をきめ細かく観察する中で子供の悩みを把握し、自傷行為などの自殺の兆候を早期に発見することに努めております。

本市教育委員会といたしましては、平成20年3月、子供の自殺を予防するための指導の手引きを作成し、全教職員に配付しており、毎年、教育センターでの講座や各学校での校内研修においてこの手引きを活用することで、教職員が自殺防止に関する知識や技術を習得できるようにしております。

さらに、ことし10月には、新たに、全ての小・中・高・特別支援学校の生徒指導主事等を対象に、子供の自殺予防をテーマとした研修会を開催し、自殺の未然防止や危機対応などについて、ロールプレイングを取り入れた研修を実施し、自殺のサインを示した子供への適切な支援ができるようにしております。

また、健康福祉局との連携につきましては、先ほど健康福祉局長が答弁いたしましたように、これまでも、教職員やスクールカウンセラーが、精神保健福祉センターが実施する鬱病や自殺予防等に関する研修会に参加をし、精神科医等から専門的な見地に基づく助言を得て、悩みを持つ子供への適切な対応ができるようにしております。

今後とも、子供の自殺事案が発生しないよう、健康福祉局との連携を図り、子供の自殺

防止対策を推進してまいります。

以上でございます。

○木山徳和 副議長 松坂議員。

◆35番（松坂知恒議員） 御答弁の中でちょっと聞き取れなかったのが、8月6日の、何か容器を配るといふ、どうするんですか。

せつかく、市民局長、私との対戦は最後ですから、はっきり教えてください。

それから、高速5号線の開通に伴っての経済的効果、聞くところによると、7分の時間短縮で1370億円の経済的効果が発生すると言われていたようで、この事業判断という資料によると、何か費用対効果という欄があって、B割るCは1.1だと、1.0以上だからいいんだというようなことが書いてあるんですが、人によると、4分ぐらいしか縮まりませんよという話もあるんですが、例えば、7分縮まるところが、半分の3分半だったら、この1.1は0.55とかいうふうになるんですか。それを教えてください、聞きます。

それから、根本的な問題なんですけど、5号線ができて、駅北口から広島東インターまでは速くなると。でも広島東インターから渋滞したらバスは行きませんね、車も行きませんね、飛行機に間に合うんですか、飛んでいくんですか、これをちょっと教えてください。5号線が開通した暁には、この飛行機の離陸に間に合うという根拠があるなら示してください。

3番目の質問です。

二葉山トンネルの直上にある家屋に対し、1軒ずつ区分地上権というのを認めて、補償されるという説明を事前に聞いておるんですけれども、どうも、何か1軒300万円ずつ補償するんだと漏れ聞きました、これは事実でしょうか。この対象となる家屋というのは何軒あるのでしょうか。その補償費が全体として幾らとかいうふうなことになるんでしょうが、全体事業費3915億円、これにその補償費は含まれているのでしょうか。

以上、お答えください。

○木山徳和 副議長 市民局長。

◎佐伯克彦 市民局長 失礼いたしました。

今、資料館のところで、水道水をサービスすることにしてありますが、それは、ある程度かたいコップで、その場で飲んでいただくということをしてありますが、今考えておりますのは、よくコーヒーショップ等で、持ち歩けるような容器がございますので、それを準備して、持って入りたい方にはそれを差し上げて、持っていただくというふうに考えております。

○木山徳和 副議長 道路交通局長。

◎高井巖 道路交通局長 まず、費用対効果の考え方ですが、5号線ができて、7分短縮というところは、前提は変わっておりません。費用対効果というのは、これだけじゃなくて、7分の効果ということだけじゃなくて、周辺の、いわゆる既存の道路や何かの交通渋滞、これも緩和される、あるいは交通事故が少なくなる、そういったこともよろも

ろ含めましてベネフィットというものをしておりますので、単純に7分が例えば3分になったら半分かとかいうことではございません。

それと、渋滞したら飛行機に間に合うのかと、これは、当然、渋滞したらリムジンも間に合わないということになりますので、その場合は、例えば、JRへ誘導したりとか、アクセスについてはそういった対策も同時にやっております。もっと言えば、東広バイパス等、ああいった道路ができれば、そういった道路も代替になるんじゃないかということで、整備のほう、急いでもらっているというようなこともございます。

それと、区分地上権のお話がありましたけれども、この区分地上権につきましては、ちょっと今正確に、私、何軒、家屋、補償対象があるかというのは持ってませんけれども、これは、今から実施設計する中で区分地上権というのは決まってくる。それはトンネルの直上部分の方に対する補償ということになります。

ですから、ちょっと軒数は、ちょっと私も概数もちょっと今ここに資料ありませんので、ちょっとお答えできませんけれども、額についても、これは、今の土かぶりの深さ、これによって額も変わってきますので、その辺もきちっと今後検討しながら額を出していくということになります。

ただ、建設費の中には、概数ではありますが、今、区分地上権の補償費としては幾らか入れさせていただいているということでございます。

以上でございます。